

船舶事故調査報告書

平成27年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	平成26年9月3日 06時00分ごろ
発生場所	青森県六ヶ所村むつ小川原港東方沖 むつ小川原港新納屋南防波堤灯台から真方位084° 9.4海里付近 (概位 北緯40° 56.50′ 東経141° 36.21′)
事故調査の経過	平成26年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての漁労長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八 ^{とみ} 富丸、14トン AM2-6392（漁船登録番号）、個人所有 16.95m (Lr) × 4.57m × 1.66m、FRP ディーゼル機関、610.00kW、平成16年11月 第210-51339号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 41歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年8月30日 免許証交付日 平成23年8月30日 (平成28年8月29日まで有効) 漁労長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年12月1日 免許証交付日 平成24年8月15日 (平成30年2月13日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（漁労長）
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長及び漁労長ほか5人が乗り組み、平成26年9月3日04時40分ごろ六ヶ所村東方沖の漁場で小型底引き網漁の操業を開始した。 本船は、えい網作業を終えて05時50分ごろから揚網作業を開始し、漁網及び漁獲物を甲板上に揚げ、漁獲物を漁網から5分の1くら

	<p>い出したところで右舷側に傾斜し始めた。</p> <p>本船は、漁労長が本船のバランスを保つため、主機のクラッチを前進側に入れて右旋回したものの、傾斜によって更に漁網及び漁獲物が右舷側に移動して傾斜が増大したところうねりを受け、06時00分ごろ転覆した。</p> <p>本船は、付近で操業を行っていた漁船が本船の転覆に気付いて海上保安庁へ通報するとともに来援し、ゴム製フロートにつかまっていた3人及び船底に上がっていた3人が救助され、漁労長が10時20分ごろ来援した海上保安庁のダイバーによって操舵室内で発見された。</p> <p>本船は、転覆した状態で風及びうねりの影響で陸岸へ圧流され、青森県東通村白糠^{しらぬか}漁港付近の消波ブロックに乗り揚げた。</p> <p>漁労長は、救助された後、六ヶ所村の医療センターへ搬送され、心肺蘇生措置が施されたが死亡が確認され、死因は溺水による窒息と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約2～3m/s、視界 良好</p> <p>海象：うねり 波向南東、波高約2～2.5m</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、船首側に操舵室、その後方にドラムが2個配置され、ドラムの後方が作業甲板となっており、両舷側にクレーンが設置されていた。</p> <p>操業方法は、かけ回し漁で、綱、漁網等を海中に投入してえい網作業を行った後、左右の綱を船尾に引き寄せ、クレーンを使用して船尾方から作業甲板に漁網を引き揚げ、漁網の下部のチャックを開いて漁獲物を甲板上に出すようになっていたが、本事故当時、漁獲物が多くてクレーンで引き揚げることができず、クレーンとドラムを使用して甲板上に引き込み、漁網の上部の綱を切って漁獲物を甲板上に出した。</p> <p>本船は、ふだん、1回の出漁で、えい網作業を9～10回行っているが、本事故時が当日の第1回目のえい網作業であり、魚倉に漁獲物は入っていなかった。</p> <p>本事故時の漁獲物は、今までにないくらいの大量の魚が入っていた。</p> <p>本船の舵板は、転覆後に確認したところ、右舷側一杯に切った状態であった。</p> <p>本事故当時、乗組員は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、六ヶ所村東方沖の漁場で操業中、大量の漁獲物で生じた右傾斜を戻そうとして右旋回した際、更に漁網及び漁獲物が右舷側に移</p>

	<p>動して傾斜が増大したところに、波高約2～2.5mのうねりを受けたことから、右舷側に転覆したものと考えられる。</p> <p>漁労長は、右旋回時の外方傾斜を利用して船体の右傾斜を戻そうとしたものと考えられるが、漁労長が死亡しており、転覆に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>漁労長の死因は、溺水による窒息であった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、六ヶ所村東方沖の漁場で操業中、大量の漁獲物で生じた右傾斜を戻そうとして右旋回した際、更に漁網及び漁獲物が右舷側に移動して傾斜が増大したところに、波高約2～2.5mのうねりを受けたため、右舷側に転覆したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大量の漁獲物が入った際、甲板上での漁獲物の片寄りに注意すること。